

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称 | 諏訪市地元企業就職PR力強化事業補助金 |
| 補助事業等の目 標 | 人材採用を目的とする動画（以下「動画」という。）の作成に要した経費の一部を補助することにより、動画の作成及び利用を促進し、企業の求人力の強化及び雇用のミスマッチの阻止を図るとともに、市及び市内企業のPRにつなげる。 |
| 補助事業等の対 象 者 | 1 市内中小企業者のうち、次の要件を全て満たすもの (1) 補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助事業対象年度」という。）に新規学卒者の採用活動を実施していること。 (2) 補助事業対象年度に合同就職説明会への参加実績又は申込実績があること。 (3) くるみん認定、プラチナくるみん認定、社員の子育て応援宣言登録又は職場いきいきアドバンスカンパニー認証を受けていること。 (4) 次の要件を満たす動画を作成し、当該動画を自社ホームページ、動画サイト等のインターネット上に掲載していること。 ア 人材採用を目的とする内容であること。 イ 諏訪市に立地する企業であることを動画内で紹介していること。 |
| 補助対象経費 | 動画の作成に要した次の経費 (1) 委託料 (2) 動画の作成に使用したソフトウェアの購入費 (3) 当該動画に使用した音楽その他著作物の利用（ただし、補助事業終了後も継続して利用できるものに限る。）に要する費用 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を上限とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| 補助事業等の評 価 | 補助事業者からの実施報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開 始 時 期 | 平成31年4月1日 |
| 補助事業等の終 了 時 期 | 令和4年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 |
| 情 報 の公表の方法等 | 補助件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| そ の 他 | 1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に主たる事業所を有するものを |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>いう。</p> <p>(2) 新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校を卒業見込みの者をいう。</p> <p>(3) くるみん認定 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第13条の規定による認定をいう。</p> <p>(4) プラチナくるみん認定 法第15条の2の規定による認定をいう。</p> <p>(5) 社員の子育て応援宣言登録 長野県「社員の子育て応援宣言！」登録制度要綱の規定による登録をいう。</p> <p>(6) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証 長野県が定める「多様な働き方等実践企業」認証制度実施要領の規定による認証をいう。</p> <p>2 一の市内中小企業者がこの取扱基準による補助金の交付を受けることができる回数は、1回とする。</p> <p>3 市税等を滞納している市内中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。</p> <p>4 市に動画のデータを提供し、かつ、市が当該動画を利用すること（編集による二次利用を含む。）について同意しない市内中小企業者は、補助事業等の対象者から除くものとする。</p> <p>5 この取扱基準に規定する補助対象経費について、他の制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> |
| <p>提出書類</p> | <p>補助金の交付を受けようとする市内中小企業者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市地元企業就職PR力強化事業交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市地元企業就職PR力強化事業実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(3) 記録媒体に保存した動画</p> <p>(4) 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(5) 就職説明会への出展を確認できる書類</p> <p>(6) 動画のインターネット上への掲載を確認できる書類</p> <p>(7) 認定通知書及び一般事業主行動計画書の写し（くるみん認定又はプラチナくるみん認定を受けた市内中小企業者に限る。）</p> <p>(8) 社員の子育て応援宣言登録証の写し（社員の子育て応援宣言登録を受けた市内中小企業者に限る。）</p> <p>(9) 職場いきいきアドバンスカンパニー認証登録証の写し（職場いきいきアドバンスカンパニー認証を受けた市内中小企業者に限る。）</p> <p>(10) 企業の概要を確認することができる書類</p> <p>(11) その他市長が特に必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p> |
| <p>担当部署</p> | <p>諏訪市 経済部 商工課 工業振興係</p> |

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）
令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）